

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

高知県人事委員会規則	ページ
◎職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則	1
◎職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	1
◎公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	1
◎警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	2
◎一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則	2

人事委員会規則

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年11月27日

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第47号

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則（昭和31年高知県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第6条の4第2項中「8時間」を「7時間45分」に改める。

第6条の5第3項第2号中「40時間」を「38時間45分」に改める。

別表第2の4の表中「午前8時30分から午後零時30分まで」を「3時間45分又は4時間」に、「業務に」を「業務に」に、「以外の時間のうち、午後零時30分から午後8時まで」を「に引き続き7時間30分」に、「これらと」を「これらと」に、「午前8時30分から午後5時15分まで」を「7時間45分」に、「以外の時間のうち、午後5時15分から午後11時まで」を「に引き続き5時間45分」に改める。

附則

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する

規則をここに公布する。

平成21年11月27日

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第48号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年高知県人事委員会規則第47号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「4時間（）」を「4時間（人事委員会が別に定める場合にあつては3時間45分、）」に、「4時間を」を「3時間45分を」に、「4時間30分」を「4時間」に改め、同条第3項中「以下この条において同じ。」を「以下同じ。」を「に」に改める。

第5条の次に次の1条を加える。

（休息时间）

第5条の2 任命権者は、条例第7条の2の規定により、条例第5条第1項に規定する職員について、できる限り、始業の時刻からその直後の休憩時間の始まる時刻まで、休憩時間の終わる時刻からその直後の休憩時間の始まる時刻まで若しくは終業の時刻の直前の休憩時間の終わる時刻から終業の時刻までの間における正規の勤務時間（条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）がそれぞれおおむね4時間である場合又は始業の時刻から終業の時刻まで連続する正規の勤務時間がおおむね4時間である場合には、これらの正規の勤務時間に15分の休息時間を置かなければならない。ただし、1回の勤務における休息時間は、当該勤務に割り振られた勤務時間を考慮して2回以内において人事委員会が別に定める回数とする。

2 休息時間は、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続して置いてはならない。

3 休息時間は、正規の勤務時間に含まれるものとし、これを与えられなかった場合においても、繰り越されることはない。

第11条第1項第2号中「160時間」を「155時間」に、「40時間」を「38時間45分」に改め、同条第12項を同条第13項とし、同条第11項第1号中「8時間」を「7時間45分」に改め、同項を同条第12項とし、同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 条例第13条第1項ただし書の人事委員会規則で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書の人事委員会規則で定める単位は当該各号に掲げる単位とする。

(1) 1回の勤務に割り振られた勤務時間（半日勤務時間の割振り変更が行われた場合にあつては、当該半日勤務時間の割振り変更が行われた後の勤務時間。以下この号において同じ。）に1時間未満の端数がある場合において、当該勤務時間のすべてを勤務しないとき（当該勤務時間が1日を単位として年次有給休暇が与えられる時間である場合を除く。）

当該勤務時間の時間数

(2) 年次有給休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるとき 当該残日数

第13条第2項中「4時間」を「3時間55分」に、「8時間」を「7時間45分」に改め、同条第4項中「第1項の表の9の項、13の項、14の項、16の項及び18の項の休暇」を「特定休暇」に改め、同項各号中「8時間」を「7時間45分」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「第1項の表の9の項、13の項、14の項、16の項及び18の項の休暇」を「特定休暇」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の表の9の項、13の項、14の項、16の項又は18の項の休暇（以下この条において「特定休暇」という。）の承認を与える期間については、当該特定休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数とする。

第18条第4項を同条第5項とし、同条第3項第1号中「8時間」を「7時間45分」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 条例第18条第3項ただし書の人事委員会規則で定める場合は組合休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときとし、同項ただし書の人事委員会規則で定める単位は当該残日数とする。

附則

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年11月27日

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第49号

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年高知県人事委員会規則第48号）の一部を次のように改正する。

第1条の2の見出しを「（船員）」に改め、同条中「第3条第4項」を「第3条第6項」に改める。

第3条第2項中「4時間（）」を「4時間（人事委員会が別に定める場合にあつては3時間45分、）」に、「4時間を」を「3時間45分を」に、「4時間30分」を「4時間」に改め、同条第3項中「以下この条において同じ。」を「以下同じ。」を「に」に改める。

第6条第2項中「正規の勤務時間」を「正規の勤務時間（条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）」

に改める。

第10条第1項第2号中「160時間」を「155時間」に、「40時間」を「38時間45分」に改め、同条第11項を同条第12項とし、同条第10項第1号中「8時間」を「7時間45分」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 条例第13条第1項ただし書の人事委員会規則で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書の人事委員会規則で定める単位は当該各号に掲げる単位とする。

(1) 1回の勤務に割り振られた勤務時間(半日勤務時間の割振り変更が行われた場合)にあっては、当該半日勤務時間の割振り変更が行われた後の勤務時間。以下この号において同じ。)に1時間未満の端数がある場合において、当該勤務時間のすべてを勤務しないとき(当該勤務時間が1日を単位として年次有給休暇が与えられる時間である場合を除く。)

当該勤務時間の時間数

(2) 年次有給休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるとき 当該残日数

第12条第2項中「4時間」を「3時間55分」に、「8時間」を「7時間45分」に改め、同条第4項中「第1項の表の9の項、13の項、14の項、16の項及び18の項の休暇」を「特定休暇」に改め、同項各号中「8時間」を「7時間45分」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「第1項の表の9の項、13の項、14の項、16の項及び18の項の休暇」を「特定休暇」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の表の9の項、13の項、14の項、16の項又は18の項の休暇(以下この条において「特定休暇」という。)の承認を与える期間については、当該特定休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数とする。

第17条第4項を同条第5項とし、同条第3項第1号中「8時間」を「7時間45分」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 条例第18条第3項ただし書の人事委員会規則で定める場合は組合休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときとし、同項ただし書の人事委員会規則で定める単位は当該残日数とする。

附 則

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年11月27日

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第50号

警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(平成6年高知県人事委員会規則第49号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「4時間(」を「4時間(人事委員会が別に定める場合)にあっては3時間45分、」に、「、4時間を」を「3時間45分を」に、「4時間30分」を「4時間」に改め、同条第3項中「以下この条において同じ。」を「以下同じ。」を」に改める。

第4条の次に次の1項を加える。

(休息时间)

第4条の2 本部長は、条例第7条の2の規定により、条例第5条第1項に規定する職員について、できる限り、始業の時刻からその直後の休憩時間の始まる時刻まで、休憩時間の終わる時刻からその直後の休憩時間の始まる時刻まで若しくは終業の時刻の直前の休憩時間の終わる時刻から終業の時刻までの間における正規の勤務時間(条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。)がそれぞれおおむね4時間である場合又は始業の時刻から終業の時刻まで連続する正規の勤務時間がおおむね4時間である場合には、これらの正規の勤務時間に15分の休息時間を置かなければならない。ただし、1回の勤務における休息時間は、当該勤務に割り振られた勤務時間を考慮して2回以内において人事委員会が別に定める回数とする。

2 休息時間は、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続して置いてはならない。

3 休息時間は、正規の勤務時間に含まれるものとし、これを与えられなかった場合においても、繰り越されることはない。

第10条第1項第2号中「160時間」を「155時間」に、「40時間」を「38時間45分」に改め、同条第11項を同条第12項とし、同条第10項第1号中「8時間」を「7時間45分」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 条例第13条第1項ただし書の人事委員会規則で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書の人事委員会規則で定める単位は当該各号に掲げる単位とする。

(1) 1回の勤務に割り振られた勤務時間(半日勤務時間の割振り変更が行われた場合)にあっては、当該半日勤務時間の割振り変更が行われた後の勤務時間。以下この号において同じ。)に1時間未満の端数がある場合において、当該勤務時間のすべてを勤務しないとき(当該勤務時間が1日を単位として年次有給休暇が与えられる時間である場合を除く。)

当該勤務時間の時間数

(2) 年次有給休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合

において、当該残日数に1時間未満の端数があるとき 当該残日数

第12条第2項中「4時間」を「3時間55分」に、「8時間」を「7時間45分」に改め、同条第4項中「第1項の表の9の項、13の項、14の項、16の項及び18の項の休暇」を「特定休暇」に改め、同項各号中「8時間」を「7時間45分」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「第1項の表の9の項、13の項、14の項、16の項及び18の項の休暇」を「特定休暇」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の表の9の項、13の項、14の項、16の項又は18の項の休暇(以下この条において「特定休暇」という。)の承認を与える期間については、当該特定休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数とする。

附 則

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年11月27日

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第51号

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則(平成14年高知県人事委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

第10条中「午後零時15分」を「午後零時」に改める。

附 則

この規則は、平成22年1月1日から施行する。